

海津市まちづくり委員会「第11回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日	平成24年6月19日(火)		
開催場所	海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室		
分科会委員定数	19名		
開 会	午後1時30分		
閉 会	午後3時40分		
出席者	○分科会委員 公募市民		
	〃	堀 田 義 郎	
	〃	村 上 碩 也	
	〃	古 川 義 弘	
会 長	〃	古 川 邦 彦	
	〃	佐 藤 芳 満	
	〃	野 津 繁 雄	
副会長	NPO法人まごの手クラブ	田 中 由 美 子	
	ボランティア連絡協議会	下 田 博 暉	
	海津市自治連合会代表	宮 脇 信 幸	
	岐阜経済大学准教授	菊 本 舞	
	○事務局 企画政策課 課長	中 島 哲 之	
	〃 係長	徳 永 宗 哲	
	〃 主任	近 藤 健 二	
	〃 主任	土 井 敬 子	
欠 席 者	公募委員	大 橋 宗 明	
	〃	土 方 隆 博	
	〃	伊 藤 幹 男	
	〃	今 津 美 憲	
	NPO法人良縁の会ひまわり	櫻 木 徳 子	
	女性人材リスト	石 川 春 代	
	NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田	森 秀 和	
	NPO法人ゆうゆうアテンダント	藤 田 重 紀	
	総務課	菱 田 登	

会 議 次 第

1. あいさつ
2. 自由討議(住民自治の仕組みについて)
3. 講評
4. 事務連絡

事務局	<p>みなさんこんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>これより、海津市まちづくり委員会「第11回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。</p> <p>古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>さて、本日の予定でございますが、自由討議とWSを行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。</p> <p>それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長をお願いいたします。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>次第2「自由討議・WS」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第9回の分科会では、住民自治のしくみをテーマに自由討議をして頂き、新しい協議会方式での新しい住民自治のしくみを提案していくという結果となりました。第10回ではそれに関する市民・市民自治・市民自治の主体の定義について討議していただきました。今回は前回途中で終わっている各項目について自由に討議していただきます。事前に今回の次第や関係資料を作成しお送りさせていただきましたので、伊賀市の住民自治協議会の活動内容等をご確認いただけたと思います。</p> <p>今回の内容は事前お送りいたしました次第にありますとおり、(1)として市民自治の定義における「一定の区域」という言葉を記載するかしないかについて討議していただきます。</p> <p>(2)自治協議会の役割(3)設立要件については、事務局から現段階での協議会組織のイメージ図を参考に自由に討議していただきます。</p> <p>このイメージ図について説明します。このイメージ図は伊賀市の条例を参考に、前回の意見もある程度反映させて作成しました。</p> <p>協議会組織は赤枠で表示しており、その中に設立要件や役割を記載しました。これはあくまでイメージですので、事務局としては協議会の設立要件としてはこういう要件が必要なのではないか。あるいは協議会の役割は例にもありますように、こういったものもあるのではないかと記載しました。また下線を引いてある場所は前回から継続議論となっているところです。</p> <p>海津市との関係についても皆さんの意見を反映しており、事務局として情報提供や意見の聴取など必要と思われることを記載しました。</p> <p>自由討議の時はあくまでイメージとして使用していただき、言葉の表現にこだわらず参考にしてください。</p>

<p>会 長</p>	<p>自由討議は発表を含めて15時20分まで行いたいと思います。 (海津市自民自治協議会構想の説明)</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。 ないようですので、自由討議からはじめさせていただきます。 進行は菊本先生からお願いします。</p>
<p>菊本委員</p>	<p>今事務局から説明がありましたのと、前回からの続きですので、前回でお話しが足りなかった点、今回は伊賀市の自治協議会が作られてから実際にどんな活動が行われているのか、事例集を事前に配布されていますので皆さんご覧になっていらっしゃると思います。</p> <p>自治協議会を作った場合、どんな活動ができるのか。作るためにはどんな設立要件が自治基本条例の中に記載する必要があるのか。そういう観点でお話しできればいいと思います。</p> <p>時間につきましては15時20分までとなっていますので、事務局の方から次第にでております、「協議会の役割について」、「市民自治協議会の設立要件について」の区域について小学校区というように明確にするのかあるいは、あいまいな表現にして小学校区を視野にいれながら区域を設定するのか。あとは自治会とのかかわりですが、自治会とどのように関わっていくのか。</p> <p>事務局でつくられたこの組織図では、上部に市があって下に協議会や各団体がありますが、上下関係があるようにとれますが、そういうわけでなく、市とそれぞれの協議会や団体が対等の関係で、今まで以上に協議会において地域の役割が大きくなっていくことをイメージしながら話し合いを行っていただけるといいかと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>では15時くらいまで各班で討議いただいてその後全体で意見交換を行いたいと思います。 (討議)</p>
<p>菊本委員</p> <p>Aグループ A委員</p>	<p>それではそれぞれ発表をお願いします。</p> <p>どうしてもそれぞれ自分が置かれている立場の目線が出てしまいますので、少し全体の意見に齟齬をしている可能性があります。私はたまたま区の区長をしておりますので、そういう立場の意見がどうしても入りますから少し反省しながらの意見になると思います。</p> <p>まず初めに出た意見としまして、小学校区というのがよく議論になりますが、この小学校区については地域それぞれ特色もあり沿革もあり、それから小学校区についても広い狭いがあり、いろんな思いがありますのでここで断定するのはいかがかなという意見がありました。我々の方でも例えば消防団も小学校区でこれまでやってきたわけではないし、今も別々という事になっておりますので、あえ</p>

てこの小学校区に断定した言い方はいかなものかなと、もう少し柔軟性があるあいまいさを残した表現の方がよからうという事でございます。

それからこの設立要件ですが、やはりどうしてもからんでくるのが、自治会との絡みがここでは出てくるわけですね。市の方としては少子高齢化でいろいろ今の体制では行政運営がなかなか賄えないからこうした協議会を作って、ある意味行政がやり易くしたいという目的があると思うのです。一方でやはり地域と住民と一番近いところにあるのが自治会でもあるし、自治会長さんというのはその地域住民から選挙で選ばれている。いわば民意を反映された人となるわけですね。他にも市議員さんも民意を反映された人もいますね。現状をみると自治会長達がひとつの連合組織を作って地域の課題などを話し合っ、例えば関連する消防だとか、あるいは交通安全などいろんなものについて実質地域で調整しているわけですね。

たしかにそれだけでいいのかというと今の協議会を、自治協議会を否定する訳ではありませんが、やはり足りないところや欠陥あるから住民にそれを説明しないと、この自治協議会も魂を入れたことにならなくなる。

今の自治連合会の調整で足りない事があるかということ、よくよく見ていけば十分な調整、その時その時でやっておっても足りない部分もあるでしょうし、あるいは自治会長と考えが一体となっておる人ばかりではないので、そこは今の形もあっていいだろうと。

しかしあっていいだろうけども、あまりにもそこに権限だとか、予算だとかもたせすぎた時に、広い範囲になるわけですので、いちばん身近な自治会への思いとは住民が違った形になるから、そこへどうやって近づけるかという努力がいるだろうと思います。

そこでこの設立要件は、あまり詳しく書くと手を縛るといようなことにもなりますし、自治会との関係もありますので、ここら辺は少し省けるところは省いた方がいいのではないかと思います。例えば、区・自治会が協議会の設立に同意するとか、かつ参加の見込みがあるだとか、非常に具体的にやらなくても条例等でこういうものを作るとか記載すれば、あえてここで書く必要もないだろうと思います。また自治会と協議会との役割分担についても、個々にいろいろな例示がありますが、結局これらも实际的に活動する段階で、活動するメンバーは同じだろうと、結局はまた自治会に振ってくるというようにも絡んでくると思いますので、そこは小学校区の話と同じですが、あまりがんじがらめにしない方が運営がしやすくなるだろうと思います。もしこれに中 2 階として、自治会に代わるようなものをもって行こうとすれば、役員に、言葉は民主的にとなっていますが、本当に民主的に選挙もやらずにどうやって選出するのだろうか。結局名が売れた人、力がある人とかその人が見識とかそういうものが良ければ良いわけですが、なかなか人によって見方が違

う訳ですので、あまり中 2 階に強力なものを設けない方がいいと思います。調整的なものの方がいいかなと思います。

まあそんな意見がありました。補足等ありましたらお願いします。

菊本委員

ありがとうございました。

要件についてはあまりきっちり決めない方がいいのではないかと、いう事ですね。

事務局案で出されたものでは、かなり踏み込んでいるものです。協議会が権限や予算、交付金、活動資金などもそこを中心に回していくような仕組みという事でイメージ図を作っていただいていますけども、今の津市の現状を踏まえると、そこまであまり大きな機能をここに求めない方がいいのではないかとというのが、こちらの班のお考えだったのではないかと思います。

では次の班をお願いします。

B グループ  
B 委員

まず、今回の資料に伊賀市と岸和田市の基本条例が配布されておりまして、こちらの班としては伊賀市の方が良く出来ているのではないかなと思います。極論すればこれを参考にしてやっていったらどうでしょうということですね。

一定の地域については、私の個人的な意見ですが、伊賀市ではここは具体的に何と決めていないのですね。この協議会制度ができたとしても、設立は地域住民の自発性によるものですから強制的に作れという訳ではないので、まあこういうところは原則じゃないかなと思います。実際立ち上げる時には小学校区でと言った方が立ち上がり易いかなと思います。

もうひとつこういう協議会を立ち上げていくにはやっぱり個性が必要であると思います。個性がないと長続きしないのではないかと、ここでいう個性とは、地域によってそれぞれ問題が違ったり課題も違うので、そういう意味では、共同体意識の形成というところに結びつくことですが、個性を出した方がいいかなと思います。

次に自治会の参加の同意についてですが、例えば小学校区ですと、そこに 10 の自治会があったとすれば、8 つ自治会長がイエスと言って、2 つの自治会長がノーと言った場合、その地域でできなくなるのではないかなと思います。そういうようなことも考えられますし、逆に地域で立ち上げていこうと思うと、区や自治会は大きな要素ですが、全体ではない。現実的に区や自治会が立ち上がらないとまずできないだろうと、排除はできないだろうけどもその同意が絶対条件であるかどうかは疑問があります。また自治会長の判断もありますが、数年で自治会長等も変わっていきますので、次の自治会長は積極的に参加していくかもしないだろうし、消極的な人もいるだろうからそれを絶対条件にする必要はないのではないかなと思います。

今でも自治会の中では、非常に活発なところとそうではないところ

ろもある。逆にこういう協議会を立ち上げようと一生懸命やっているところもある。それは事実だと思います。そうではないところがあるとすれば、こういう協議会の設置で自治会が腰を上げなくても、協議会できることで活性化する可能性もあるのではないかなという意見もありました。

それとこの条例についての大きな把握の仕方なのですが、これは大きく住民の参加を呼び掛けていることではありますが、裏を返せば行政のスリム化を目的にしているのではないかと思います。別のことばいえば役場頼みではダメでしょうということがある。その辺の兼ね合いが難しいなという意見がありました。つまりここでいろいろな交付金が出ますが、その使い道とかどこまでが市の本来の仕事なのか、地域がやるべき仕事なのかその線引きが難しいなということ。例えば県道とか市道の側溝掃除は、市民がしていますが、本来県なり市の仕事じゃないのかなと。というようなことがあります。それが一つの例ではありますが市ごとの仕分けをはっきりしなくてはいけないかなという意見もありました。

あとは議会と協議会、自治会と協議会との関連はどうなるのか。これは我々の研究課題でもあるし、この条例を作る時の課題でもあります。そういうこともはっきりしていかなければならないと思います。

伊賀市の条例では細かく「議会とは」や「行政とは」書いてありましたがこれも参考になるかなと思います。

今回のイメージ図の中で意見の徴収、意見の提出という事がありますがその点も重要じゃないかなと思います。伊賀市の条例では、市民参加の制度保証、市民投票がしっかりとうたわれている。そういう点でも参考すべきところが多いのではないかなと思います。

以上です。補足はないですか。

菊本委員

ありがとうございました

両方の班からの共通の意見としては、まず区域についてのお話ですけれども、あまり小学校区というような断定した言い方を条文の中に入れられない方がいいのではないかと、というところが共通しているところですね。この点については分科会で総意が取れたということですね。

また地域の特色とか個性と言ったものが大事だし、それからなによりその地域を自分たちの地域として認識している地域の区分を大事にすべきだということで、小学校区という事に断定しない、ということではまず決めるという事ですね。

書き方ですが、ぼやかした感じで一定区域とするのか、あるいはもっとふさわしい書き方があるとすればまた条文案を作っていく時にもう少し考えていきたいと思います。

それから次に協議会の役割の部分、設立の要件に関わる場所ですが、両方に共通しているのは、まず自治会との関係でどのように

設立要件というのを描くかという事ですが、両班とも参加の同意、あるいは、自治会が協議会の設立に同意し、かつ参加の見込みがあるという表現については、入れない方がいいのではないかと共通しています。

骨子案としてまとめるときは、設立要件のなかにこういった参加の同意については入れないという事になるだろう。ただしこれも両班から出ていましたが、実際にこの協議会を立ち上げて運営していくとなれば、いままで最も住民と近く、そして実質的にその地域における様々な行事ごとや課題に取り組んでいるのが自治会や区会という単位としているところである。

そしてそこを取りまとめていく会長さんや区長さんたち実際に役員さんだという事は現実として有り、なおかつおそらくこの協議会組織ができていくということを考えても、実際には区長さんや自治会長さんのような地域の主役を担っている人たちが、中心にならざるを得ないだろうという事が容易に予想できるという事、それが両班から共通した意見だと思えます。

そういったものを見越しながら協議会というものを少し考えていく必要があるのだろうと思います。

設立要件については、どちらについてもあまりきちんと明文化しない方がいいのではないかという、両班の御意見だったと思えますので、協議会を作るという事についてはこの分科会の中で総意を得ているのですが、こういった形で最終的に条例の中の文案に出すかという事については、今日出てきたご意見も踏まえて少し時間をいただきながら事務局のほうで骨子案のようなものを実際に箇条書きでつくって、皆さんに検討していただいて、やっぱり全体像で見ていくのであれば、踏み込んだ形での要件がやはり必要ではないかというような議論になるかもしれませんが、こうした今日の議論流れから言って、やはり設立要件には踏み込まないけれども将来的に協議会というような組織を中心に地域の運営ができるといいのではないかと、というような形でまとめていく2つの方向性がまだ定まっていないと思えます。

なぜその段階でそのようなご意見ができて聞いているかという、やはり両班から行政のスリム化とか行政の効率化するという目的の方がどちらかという強いのではないかという意見が委員さんから出てきているのだと思うのです。そういうもとで協議会を作るのであればむしろ作らない方がいいという空気感がある今日のご意見になってきたのではないかと思います。ですからこの分科会としても、せつかく協議会を作るのであれば単なる行政の効率化や行政がこれまで担ってきたサービスや行政の業務というものを一方的に市民が肩代わりするのではなく、新しい公共というものを市民と行政と議会と作っていこうと考えた時に協議会という組織は必要なんだという議論にならないと、この条例の中で協議会を提案していくことが難しいと思えますので、この設立要件と実際に協議会が担っ

	<p>ていく役割のところについては、今回と前回の意見を少し精査をして事務局と相談させていただいて、たたき台をもう一度作って、みなさんともう一度議論させていただくという形にしたいと思いたすがよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(了解)</p>
<p>菊本委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと残されている部分「意見の徴収と提出」というところが事務局案の中で出して頂いた協議会の新しい役割として出てくるのではないか、ここについてはこの後の段階で「情報の提供」や「情報の共有」それから実際に市民の参加についての住民投票についての意見や討論をして頂く時間を、項目を別建てで用意をしていく予定になっていますので、ひとまずここについては今日ご意見が出たというところで止めさせていただきます。</p> <p>しかし非常に重要なポイントになってくると思いますので、ここについてどのような参加の形態というのがふさわしいのか。つまり議会との関係でも、民意を反映していく今までのやり方としては、もちろん市への区長・区会や自治会を通じて市への要望というものもあり、そして議員さんを自分たちで選ぶそういった民意を反映させていく今までの仕組みがあるので、それに代わるあるいはそれに付け加えてさらに参加という事を考えていくのかどうかといったものも含めていくのかどうか。さらに住民投票も含めて今後議論していくというような形になっていくかと思いたす。</p> <p>今日は少し残された課題もありますが、今日はここまでという事にさせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは最後になりますが、次第4、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会開催日について</li> <li>第12回 平成24年7月24日(火)</li> <li>第13回 平成24年9月25日(火)</li> </ul> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の予定は、以上で終了しました。</p> <p>これで「第11回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(15:30 終了)</p>